

一人で抱え込む前に

市では、市民の皆さんが日常生活を送る中で遭遇する困り事や不安を解決するため、各種相談窓口を開設しています。

秘密は厳守されるので、安心して相談してください。

会場 市民相談室(市役所2階)

対象 市民

相談料 無料

注意事項

○相談内容によっては受け付けできない場合があります

○法人からの相談は受け付けません

○受け付けは終了時間の30分前までです。正午～午後1時は相談できません

○相談日は変更になる場合があります

○弁護士法律相談、女性のための相談は予約が必要です。直接または電話で市民協働課(☎20・1507)へ

市民生活相談

日時 11月・金曜日 午前9時～午後4時

内容 相続、離婚、相続関係など

相談員 元裁判所調停委員

弁護士法律相談(予約制)

日時 水曜日 午後1時～4時(1組当たり30分)

内容 金銭貸借、損害賠償など

相談員 県弁護士会所属の弁護士

女性のための相談(予約制)

日時 木曜日 午前10時～午後4時(1組当たり50分)

内容 夫婦、DV、セクハラなど

相談員 女性カウンセラー

もめごと・なやみごと・苦情相談

日時 第4火曜日 午前10時～午後3時

内容 差別や名誉毀損、嫌がらせ

などの人権侵害、国の行政に対しての意見や要望など

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

税務相談

日時 第3火曜日 午前10時～午後3時

内容 確定申告、相続税など

相談員 県税理士会所属の税理士

不動産相談

日時 第3火曜日 午前10時～正午

内容 宅地・建物の売買、賃貸借など

相談員 県宅地建物取引業協会印 旗支部相談員

外国人相談

市内で生活する外国人が対象です。皆さんの周りに困っている人がいたら教えてあげてください。

日時 第2・4金曜日 午後1時～4時

内容 健康保険、年金、税金など

日常生活における諸問題

取り扱い言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語。各言語による案内は下記の通り

※新型コロナウイルス感染症などの影響で中止となる場合があります。

まず、くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

CONSULTATION SERVICE FOR FOREIGNERS

- ◆Date Every 2nd and 4th Friday
- ◆Time 1:00P.M. ~ 4:00P.M. (Reception ends at 3:30P.M.)
- ◆Place Narita City Hall 2F Meeting Room
- ◆Subject To advise and help you solve problems you encounter such as health insurance, pension and tax etc. while living in Narita
- ◆Charge Free
- ◆Inquiry "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

*Due to the influence of COVID-19, the consultation may be canceled.

SERVICIO DE CONSULTA PARA EXTRANJEROS

- ◆Fecha segundo y cuarto viernes
- ◆Horario 13:00~16:00 (recepta hasta 15:30)
- ◆Lugar segundo piso del edificio(municipalidad) "Sala de Consulta"
- ◆Contenido de consulta problemas varios de la vida diaria como seguro de salud, pension, impuestos
- ◆Costo gratuito
- ◆Información "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

*Debido a la influencia de COVID-19, la consulta puede ser cancelada.

為外国人服務的諮詢窗口

- ◆諮詢日 毎月第二和第四之星期五
- ◆諮詢時間 下午1時～下午4時(最後登記面談時間為 3時30分)
- ◆諮詢地点 市役所2楼 會議室
- ◆諮詢内容 日常生活上之各種問題 包括:健康保險, 年金, 税金等
- ◆諮詢費 免費
- ◆查詢電話 "市民協働課" ☎0476-20-1507

*由於 COVID-19 的影響, 諮詢可能會被取消。

SERVIÇO DE ACESSORIA AOS ESTRANGEIROS

- ◆Período 2ª e a 4ª semana de 6ª feira do mês
- ◆Horário 13:00 Hs ~ 16:00 Hs (15:30 Termina Recepção)
- ◆Local Prefeitura de NARITA 2º Andar "Sala de Consulta"
- ◆Objetivo Eventuais problemas do cotidiano, como pensão, seguro de saúde e impostos.
- ◆Serviço gratuito
- ◆Informação "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

*Devido à influência do COVID-19, a consulta pode ser cancelada.